

山梨県環境・エネルギー部

令和5年8月30日

大気水質保全課 課長 中川 直美  
(ばいじん・燃え殻の処理関係)

電話 055-223-1510 (内線 6400)

環境整備課 課長 守屋 英樹

電話 055-223-1515 (内線 6450)

報道関係者各位

## ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者による 測定結果(令和4年度)を公表 ～全ての施設で基準適合～

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設<sup>注)</sup>の設置者は、特定施設からの排出ガスや排水等のダイオキシン類による汚染状況を年1回以上測定し、その結果を県又は甲府市へ報告することとされている。

令和4年度に県又は甲府市に報告のあった測定結果を公表する(ホームページにも公表)。

・ 県に報告のあった特定施設の測定結果：[https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65\\_041.html](https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_041.html)

・ 甲府市に報告のあった特定施設の測定結果：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyohozen/daiokisin.html>

注) 焼却能力が50kg/h以上である廃棄物焼却炉等のダイオキシン類を排出する施設

### ○ 測定結果の概要

#### 〔 排出ガス及び排水 〕

- ・ 県内54施設全ての設置者から測定結果の報告があり、全てで排出基準に適合していた(個別施設の測定結果等は別添一覧を参照)。

項目	特定施設種類	対象施設数*1	報告施設数		未報告施設数	
			排出基準		稼働	廃止等
			適合	不適合		
排出ガス	廃棄物焼却炉	51 (4)	51 (4)	0	0	0
	アルミニウム合金製造施設	1	1	0	0	0
排水	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	1	1	0	0	0
	下水道終末処理施設	1 (1)	1 (1)	0	0	0
合計		54 (5)	54 (5)	0	0	0

#### 〔 ばいじん及び燃え殻 〕

- ・ 県内51施設の全てから報告があった(個別施設の測定結果等は別添一覧参照)。

項目	対象施設数*2	報告施設数	未報告施設数	
			稼働	廃止等
ばいじん・燃え殻*3	51 (4)	51 (4)	0	0

※ 表中括弧内の数字は、甲府市に報告のあった数を示す。なお、甲府市に報告があった施設の測定結果は、甲府市ホームページを参照ください。

\*1 設置後1年以上が経過、及び設置後1年未満であっても測定結果の報告があった特定施設で、令和4年度内に稼働実績があるもの。

\*2 \*1の対象施設のうち廃棄物焼却炉。

\*3 ばいじん・燃え殻については、排出基準はないが、埋立等処分を行う場合には処理基準が定められている。

<参考資料：ダイオキシン類対策特別措置法関係>

○ ダイオキシン類に関する基準

1. 耐容一日摂取量 (TDI (Tolerable Daily Intake) ともいう。)

国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき量で、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量のこと。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第2条で  $4 \text{ pg-TEQ}^*/\text{kg}/\text{日}$  (1日、人の体重1kg当たり) と定められており、この数値をもとに環境基準や規制基準が定められている。

※TEQ：毒性等量。ダイオキシン類は200種類以上の同族体・異性体があり、それぞれの異性体で毒性の強さが違うため、異性体ごとの毒性強度を考慮して算出した濃度であることを明示するための記号。

2. 排出基準

①大気関係 (本県に設置されている施設に係るもの) (単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

特定施設の種類	施設規模	排出基準	
		新設*1	既設*1
アルミニウム合金製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉、乾燥炉：0.5 t/時以上 溶解炉：1 t/時以上	1	5
廃棄物焼却炉*2 (焼却能力 50 kg/時以上、又は 火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上)	焼却能力：4 t/時以上	0.1	1
	：2～4 t/時	1	5
	：2 t/時未満	5	10

\*1 「既設」とは、法施行(平成12年1月15日)の際現に設置されている施設(設置の工事がされているものを含む。)をいい、「新設」とは法施行日以降に設置されたものをいう。

\*2 廃棄物焼却炉のうち、火格子面積2 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200 kg/h以上で、平成9年12月2日以降に設置工事が着手されたものは、新設の排出基準が適用される。

②水質関係 (本県に設置されている施設に係るもの) (単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉(燃焼能力 50 kg/時以上又は火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上)に係る 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設	10
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	

○ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻を処分する場合には、それらに含まれるダイオキシン類の量を3 ng-TEQ/g以内となるように処理しなければならない。

なお、H12.1.15より前に設置された施設から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻については、重金属が溶出しないよう次の処分を行う限り、この基準は適用されない。

- ①セメント固化、②薬剤処理、③酸その他の溶媒処理

